

県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱

(平成 15 年 11 月 19 日付け企調第 2036 号企画部長通知)

(平成 16 年 3 月 31 日付け企調第 2148 号企画部長通知)

(平成 24 年 10 月 1 日付け危広第 743 号統括本部長通知)

(平成 26 年 9 月 1 日付け危広第 958 号統括本部長通知)

(平成 28 年 4 月 15 日付け広第 95 号政策部長通知)

(平成 28 年 10 月 3 日付け広第 1211 号政策部長通知)

(平成 30 年 1 月 22 日付け広第 1754 号政策部長通知)

(令和 7 年 10 月 31 日付け広第 1091 号政策部長通知)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 20 条及び第 21 条に規定する情報公開の総合的推進の趣旨を踏まえ、開かれた県政を推進し、県民協働の県政運営を一層推進するため、県政情報の公表及び提供について必要な事項を定める。

(公表義務情報)

第 2 条 実施機関（条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）は、実施機関が管理する次に掲げる情報については、条例第 6 条各号に規定する非開示情報に該当するものを除き、これを県民に公表しなければならない。

- 一 県の長期計画その他の県の重要な基本計画（これらの中間段階の案を含む。）
- 二 県の主要な施策及び事業の進捗状況
- 三 予算及び決算に関する情報（予算編成過程の情報を含む。）
- 四 政策評価に関する情報（評価過程の情報を含む。）
- 五 その他県民生活への影響及び緊急性を勘案し、公表する必要があると認めた情報

(情報提供推進情報)

第 3 条 実施機関は、実施機関が管理する次に掲げる情報については、県民への情報提供を特に推進するものとする。

- 一 環境、保健衛生、防災等県民生活の安全と密接な関係がある情報
- 二 県民の意識、生活実態等に関する調査結果及び統計調査に関する情報
- 三 県が保有する研究及び技術（特許等に係るものを除く。）に関する情報
- 四 県が行う試験、行事に関する情報
- 五 審議会等（附属機関及び要綱等により設置された協議会等をいう。）の会議の公開並びに会議概要、会議録及び会議資料
- 六 その他県民への情報提供を特に推進する必要があると認めた情報

(公表及び情報提供の方法)

第4条 公表及び情報提供は、次に掲げる方法のうちから、情報の内容に応じて効果的なものを選択して行うものとする。

- 一 県ホームページへの掲載
- 二 県の発行する公報、広報紙等への掲載
- 三 県が企画したテレビ・ラジオによる放送及び新聞等への掲載
- 四 報道機関への情報提供を通じてなされるテレビ・ラジオ・新聞等による報道
- 五 印刷物の配布又は有償刊行物(電磁的記録を含む。)の頒布
- 六 県民総合相談・情報提供窓口(本庁：行政の窓口)及び県政情報閲覧コーナー(総合庁舎等)(以下「情報提供窓口」という。)での閲覧
- 七 その他適当と認めるもの

2 第2条第1号及び第3号から第5号までに掲げる情報並びに前条第1号から第4号まで及び第6号に掲げる情報の公表及び情報提供は、情報の発生的都度速やかに、第2条第2号に掲げる情報については年1回以上定期的に行うとともに、情報格差を生じないように配慮するものとする。

3 前条第5号に掲げる審議会等の会議に関する情報の提供については、別に定めるところによる。

(公表又は提供する情報内容の充実)

第5条 情報の公表及び提供に当たっては、正確で分かりやすい情報として内容の充実を図るとともに、県民が、迅速かつ容易に得られるように努めるものとする。

(公表及び情報提供の期間)

第6条 第4条第1項第1号及び第6号に定める方法による公表及び情報提供の期間は、第2条第1号に掲げる計画については、その計画期間とし、その他の情報については、原則として、公表又は情報提供を開始した日から1年間とする。

(他の制度との調整)

第7条 情報の公表及び提供について、法令、条例、規則及びこの要綱以外の要綱等に別段の定めがある場合には、その定めるところによる。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に際し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年11月19日から施行するものとし、施行日以後に発生した情報について適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行するものとし、施行日以後に発生した情報について適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行するものとし、施行日以後に発生した情報について適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 1 日から施行するものとし、施行日以後に発生した情報について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行するものとし、施行日以後に発生した情報について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 3 日から施行するものとし、施行日以後に発生した情報について適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 22 日から施行するものとし、施行日以後に発生した情報について適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 4 日から施行するものとし、施行日以後に発生した情報について適用する。